

2023年9月期 埼玉大学国際交流会館入居募集要項（留学生用）

埼玉大学国際交流会館（住所：埼玉県さいたま市桜区下大久保 645）の入居希望者を以下のとおり募集します。

1. 申請資格・入居資格

以下の全ての要件を満たす者

- ① 2023年10月1日時点で、本学に在籍予定である外国人留学生であること。
- ② 2023年10月1日時点で、標準修業年限を越えていないこと。
- ③ 2023年10月1日時点で、休学予定でないこと。
- ④ すでに日本に居住している者の場合、入居許可日以前に国際交流会館に通算1年間居住していないこと。（ただし、入居許可日時点の在籍身分が、1年間住んでいた時の在籍身分から替わっている場合（学士課程のとき入居していた者が、博士前期課程に進学した場合など）、申請可能とする。）

2. 入居許可期間

入居許可日：2023年9月20日(水)

退去期限：2024年3月4日(月)もしくは2024年8月16日(金)

3. 申請書類

- ①入居申請書（様式第1-1号）
- ②入居申請者調書（様式A）
- ③学生証または入学予定証明書の写し

4. 提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 メール提出。タイトルを【入居申請】I-House とし、申請書類 Excel ファイルを送付してください。

送信先： ihouse@gr.saitama-u.ac.jp

- (2) 提出期間 2023年6月19日(月)～2023年7月21日(金)

5. 選考

- ①本学入学前に海外に住んでいる留学生を最も優先します。
- ②すでに日本に住んでいる留学生 経済状況等を考慮のうえ、最終学年生を優先します。
- ③すでに日本に住んでいる留学生について、通算1年間入居した留学生の再入居は、在籍身分が替わった場合は認めますが、優先順位は最下位となります。

6. 結果通知

(1) 結果通知時期

2023年8月中旬(予定)

(2) 結果通知方法

入居申請書に記載されたメールアドレスに選考結果をお知らせします。

7. 居室説明

(1) 居室タイプ

「单身室(1 room)・夫婦室(1 large room or 2 rooms)・家族室(3 rooms)」の3種類があります。

(2) 設備等

① 单身室(申請者本人のみ入居可能)

設備	ガスコンロ、トイレ、シャワールーム
家具	ベッド、マットレス、ワードローブ、机、デスクライト、椅子、本棚、食器棚、下駄箱、カーテン
家電	冷蔵庫、エアコン

② 夫婦室(申請者本人と申請者の配偶者、申請者の子供のみ入居可能)

設備	ガスコンロ、トイレ、シャワールーム、浴槽
家具	ベッド2台、マットレス2台、ワードローブ、机、デスクライト、椅子、本棚、食器棚、下駄箱、カーテン、チェスト、ダイニングテーブル、ダイニングチェア
家電	冷蔵庫、エアコン、洗濯機

③ 家族室(申請者本人と申請者の配偶者、申請者の子供のみ入居可能)

設備	ガスコンロ、トイレ、シャワールーム、浴槽
家具	ベッド2台、マットレス2台、ワードローブ、机、デスクライト、椅子、本棚、食器棚、下駄箱、カーテン、チェスト、ダイニングテーブル、ダイニングチェア、二段ベッド
家電	冷蔵庫、エアコン、洗濯機

・ランドリールーム(洗濯機 200円/1回 乾燥機 100円/20分)

1号館	洗濯機 2台 乾燥機 1台
2号館	洗濯機 3台 乾燥機 2台
3号館	洗濯機 4台 乾燥機 2台

(3) 料金

居室 タイプ	寄宿料(月額)	管理費 (月額)	退去時積立金 (月額)	退去時清掃代金 (退去時に請求)
单身室	12,000 円	12,900 円	13,000 円	37,000~40,000 円
夫婦室	24,000 円	13,500 円	16,000 円	55,000~57,000 円
家族室	30,000 円	18,000 円	19,000 円	71,000~76,000 円

- ① 退去時積立金は、入居日より最初の 5 か月間のみ請求されます。一括して払うことはできません。
- ② 退去時に退去時積立金から最終の光熱費と清掃代金を徴収しますが、借主が部屋を使用中に壊したり汚したりした場合、現状回復のため追加で支払いを求められることがあります。
- ③ 電気代、ガス代、水道代及び電話代は、使用量に応じて請求されます。
- ④ 上記の他に、寝具を以下のとおりレンタルすることができます。
月額：3,700 円 内容：枕、枕カバー 1 枚、敷パッド、シーツ 2 枚、毛布、布団
- ⑤ 上記の料金は、経済動向等により改定されることがあります。

8. 注意事項

- ① 申請数により、入居できないことがあります。申請をしたからと言って、必ずしも決定になるものではありません。また、希望以外の居室タイプになる場合があります。入居を希望する建物を指定することもできません。
- ② 居室タイプが同じであっても、居室により広さや間取りに違いがあります。個人都合による居室の変更は認められません。
- ③ 実際の入居日に関わらず、料金は入居許可日から発生します。
- ④ 1 日でも入居していれば、1 ヶ月分の料金を支払う必要があります。ただし、入居許可期間が 15 日以下の月は、寄宿料と管理費は半額です。
- ⑤ 荷物を事前に預かることはできません。荷物はご自分で運んでください。
- ⑥ 国際交流会館には居室数に限りがあります。許可決定後の居室タイプ変更は特段の理由がない限り応じることができません。辞退する場合は速やかにお知らせください。
- ⑦ 居住者は、午後 10 時以降、他の居住者の部屋に入ったり、他の人をあなたの部屋に入れたりすることはできません。友人、親、兄弟姉妹含め I ハウスの居住者以外は宿泊することはできません。
- ⑧ 家族を日本に呼び寄せる計画のある方は、居住後の居室タイプ変更ができないためよく考えて申請をしてください。配偶者と子供と一緒に同居させたいと考えている方は、必ず申込書にご記入ください。

【問合せ先】

埼玉大学留学・国際交流課

E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp